

令和 5 年度からの学校給食費無償化に関する資料

1. 学校給食費無償化の目的と丸亀市の取組方針
2. 令和 5 年 4 月からの学校給食費保護者負担の無償化について（お知らせ）
3. 丸亀市立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例
4. 学校給食費等支援補助金について
 - ① 特別支援学校に就学している児童・生徒の学校給食費の支援
 - ② アレルギー等幼児・児童・生徒食事支援のご案内
5. 令和 5 年 4 月からの学校給食費保護者負担の支援について（お知らせ）
6. 丸亀市給食費等支援補助金交付要綱
7. 給食費無償化及び食育に関するチラシ

食育と SDGs の関係性

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は 17 の目標と 169 のターゲットからなる「SDGs(持続可能な開発目標)」を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

SDGs の目標には、「目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、「目標 4. すべての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、「目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する」などの食育と関係が深い目標があります。

「4次食育推進基本計画の基本的な方針より」

給食費無償化は、経済的負担の軽減など子育て支援としての「福祉的施策」ではなく、丸亀市が行う教育の充実のための「教育的施策」として実施するものである。

2005年に食育基本法が制定されたことを踏まえた2008年の学校給食法改正により、学校給食の目的規定に「学校における食育の推進」が明確に位置付けられた。給食費無償化の目的の第一に「食育の推進」を掲げることとする。

(1) 無償化がどのように食育に結びつくか】

- ① 地域全体で支援していることを説明することで、地域に感謝し、食材を大事に思う心が育ち、残食の減少に繋がる。(給食費として徴収する食材費にとらわれることがなくなるため)
- ② 比較的高価な有機食材を積極的に活用できることで、環境負荷の低減、循環型社会の実現について食を通じて学ぶことができる。また生涯にわたりどのような食材を選択するかという、自己選択能力の育成につながる。
- ③ 物価変動に際しても給食費値上げの検討が不要になり、望ましい食習慣を体得するための献立を従前と変わることなく作成し、学校給食を生きた教材として食育に活用できる。

(2) 平成29年度文部科学省「学校給食費の無償化等の実施状況」調査結果】(成果の例)

- 〈児童・生徒〉 ・自治体(地域)への感謝の気持ちの涵養
・栄養バランスの良い食事の摂取や残食を減らす意識の向上
- 〈保護者〉 ・経済的負担の軽減、安心して子育てできる環境の享受
・親子で食育について話し合う機会の増加、教育への関心の増加
- 〈学校・教職員〉 ・食育の指導に関する意識の向上
- 〈自治体〉 ・子育て支援の充実、少子化対策、定住、転入の促進
・食材費変動による経費増加の際、保護者との合意を得ず措置可能

令和5年度からの丸亀市の取組

(1) 丸亀市の学校給食費無償化の目的

丸亀市の将来を担う子どもの成長をまち全体で支える施策のひとつとして、子どもたちの安心で充実した食の環境を整え、さらなる食育の推進を図るとともに、食材費など物価変動に迅速に対応できるようにするため、学校給食費の無償化を実施する。

(2) 無償化の対象者(「丸亀市立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例」)

丸亀市立小中学校において学校給食の提供を受ける児童及び生徒(ただし、生活保護教育扶助受給者、就学奨励費支給対象者、亀山学園入所者は別途支給されるため除く。)

(3) 無償化相当額の補助対象者(「丸亀市給食費等支援補助金交付要綱」及び案内チラシによる)

- ・丸亀市立小中学校に在籍する児童生徒で、食物アレルギー等のため給食の提供を受けておらず、弁当で対応している児童・生徒
- ・公立特別支援学校(小・中学)に在籍する丸亀市在住の児童・生徒

特別支援学校は、本人や保護者の意思を尊重しながら、一人ひとりの子どもに応じた教育が受けられるよう、市の就学支援委員会が総合的に判断するものである。

※ただし、生活保護教育扶助受給者等は除く。

令和5年4月6日

丸亀市立小・中学校長 各 位

丸亀市教育委員会
教育長 末澤 康彦

公 印
省 略

令和5年4月からの学校給食費保護者負担の
無償化について（お知らせ）

日頃より学校給食業務にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

丸亀市では、将来を担う子どもたちの成長をまち全体で支える施策のひとつとして、子どもたちの安心で充実した食の環境を整え、さらなる食育の推進を図るとともに、食材費など物価変動に迅速に対応できるようにするため、引き続き児童・生徒の学校給食費を無償化することといたしました。

対象は、丸亀市立小・中学校に在籍する児童生徒になります。

つきましては、保護者へのお知らせ文書及び学校給食費の無償化及び食育のチラシを配布くださいますようお願いいたします。

なお、貴校所属の教職員につきましては、4月分以降も従来どおり学校給食費を徴収いたしますのでご理解くださいますようお願いいたします。

また、在籍している児童・生徒のうち、アレルギー等により学校給食の提供を受けられず弁当等を持参している方については、食事支援補助金を支給することといたしました。交付申請等詳しい手続は別紙「アレルギー等幼児・児童・生徒食事支援補助のご案内」をご覧ください。該当する保護者へは、学校給食センターから直接通知いたします。

【お問合せ先】

丸亀市土器町北二丁目7番地1

丸亀市第二学校給食センター

TEL0877-25-2096 Fax0877-23-8419

○丸亀市立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例

(令和 5 年 3 月 28 日条例第 18 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、丸亀市の将来を担う子どもの成長をまち全体で支える施策の一つとして、子どもたちの安心で充実した食の環境を整え、更なる食育の推進を図るとともに、食材費等の物価変動に迅速に対応できるようにするため、丸亀市立小中学校において学校給食の提供を受ける児童及び生徒に係る学校給食費の無償化について必要な事項を定めるものとする。

(学校給食費の無償化)

第 2 条 丸亀市学校給食費に関する条例(令和 2 年条例第 39 号)第 4 条の規定に関わらず、令和 5 年度分から、丸亀市立小中学校において学校給食の提供を受ける児童及び生徒(次に掲げる者を除く。)に係る学校給食費を無償とする。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 13 条に規定する教育扶助の対象となっている児童及び生徒
- (2) 丸亀市教育委員会が就学奨励費支給対象者として認定し、学校給食費の支給対象となっている児童及び生徒
- (3) 市内に存する児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 41 条に規定する児童養護施設に入所している児童及び生徒

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

特別支援学校に就学している 児童・生徒の学校給食費支援のご案内

1. 趣 旨

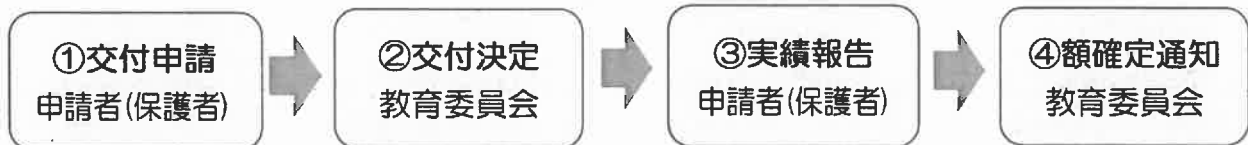
丸亀市では、将来を担う子どもたちをまち全体で支えるため、子どもたちがいつでも安心して栄養のある食事が食べられる環境を整え、さらなる食育の推進に努めています。

そこで、市内在住で公立の特別支援学校に通学している児童・生徒の保護者に対し給食費支援補助金を支給します。

ただし、当該幼児、児童及び生徒が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 13 条に規定する教育扶助の支給を受けている場合は対象外とします。

2. 補助金交付までの流れ

【特別支援学校に就学している児童・生徒の学校給食費支援補助金】



⑤補助金振込：補助金額確定後にあらかじめ指定していただいた口座に振り込みます。

3. 補助金の基準額

1 回あたりの単価×回数

学 校 別	1 回あたりの単価	1 年間の限度額
小学校児童	250 円	48,750 円(195 回)
中学校生徒	280 円	53,200 円(190 回)

※交付申請書の保護者負担額については、令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月分までの見込み金額を記入してください。

※実績報告書には、令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月分までの給食費納付済金額を記入し、証明できるもの（領収書等の写し）を添付してください。

【お問合せ先】

丸亀市土器町北二丁目 7 番地 1

丸亀市第二学校給食センター

Tel 0877-25-2096

Fax 0877-23-8419

アレルギー等幼児・児童・生徒食事支援のご案内

1. 趣 旨

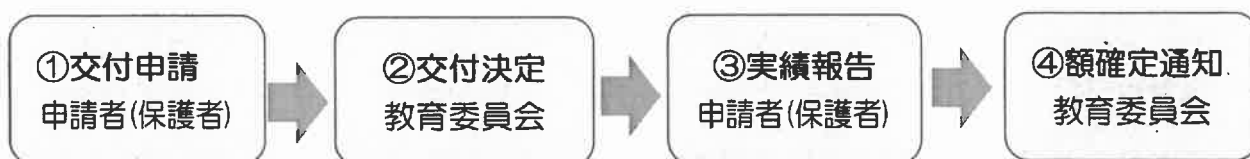
丸亀市では将来を担う子どもたちをまち全体で支えるため、子どもたちがいつでも安心して栄養のある食事が食べられる環境を整え、さらなる食育の推進に努めています。

そこで、アレルギー等により学校給食の提供を受ける代わりに弁当等を持参している幼児・児童・生徒の保護者に対し食事支援補助金を支給します。

ただし、当該幼児、児童及び生徒が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 13 条に規定する教育扶助の支給を受けている場合は対象外とします。

2. 補助金交付までの流れ

【アレルギー等幼児・児童・生徒食事支援補助金】



⑤補助金振込：補助金額確定後にあらかじめ指定していただいた口座に振り込みます。

3. 補助金の基準額

弁当等持参 1 回あたりの単価×回数

園・学校別	弁当等 1 回あたりの単価	1 年間の限度額
幼稚園児	210 円	40,950 円(195 回)
こども園 1 号児	210 円	47,250 円(225 回)
こども園 2 号児	210 円	48,750 円(195 回)
小学校児童	250 円	53,200 円(190 回)
中学校生徒	280 円	

※交付申請書の弁当を持参する回数については、令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月分までの弁当等持参見込み回数を記入してください。

※実績報告書には、令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月分までの弁当等持参回数を記入し、学校長・園長の確認を受けてください。

【お問合せ先】

丸亀市土器町北二丁目 7 番地 1

丸亀市第二学校給食センター

Tel 0877-25-2096

Fax 0877-23-8419

令和5年4月6日

特別支援学校長 各位

丸亀市教育委員会
教育長 末澤 康彦

公 印
省 略

令和5年4月からの学校給食費保護者負担の 支援について（お知らせ）

日頃より丸亀市の教育行政全般にわたりご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

市では、将来を担う子どもたちの成長をまち全体で支える施策のひとつとして、子どもたちの安心で充実した食の環境を整え、さらなる食育の推進を図るとともに、食材費など物価変動に迅速に対応できるようにするため、丸亀市立小中学校に通学している児童・生徒の学校給食費を無償化することといたしました。

それに併せて、丸亀市では、本市在住で特別支援学校に就学している児童・生徒の学校給食費を支援することといたしました。支援の趣旨をご理解いただきご協力方よろしく願いいたします。交付申請等詳しい手続は別紙「特別支援学校に就学する児童・生徒給食費支援補助のご案内」をご覧ください。

なお、該当する保護者へは、丸亀市中央学校給食センターから直接通知いたします。

【お問合せ先】

丸亀市土器町北二丁目7番地1
丸亀市第二学校給食センター
TEL0877-25-2096 Fax0877-23-8419

○丸亀市給食費等支援補助金交付要綱

(令和 5 年 3 月 28 日教育委員会告示第 3 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、丸亀市が行う丸亀市立小中学校の児童及び生徒に対する学校給食費の無償化並びに市内に在住する未就学児に対する給食費の無償化の趣旨にのっとり支援が必要な者に対し、丸亀市給食費等支援補助金(以下「補助金」という。)を支給することについて、丸亀市補助金等交付規則(平成 17 年規則第 44 号)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 保護者 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 16 条に規定する保護者及びこれに準ずる者をいう。
- (2) 1号認定子ども 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 19 条第 1 号に規定する子どもをいう。
- (3) 2号認定子ども 子ども・子育て支援法第 19 条第 2 号に規定する子どもをいう。

(支給対象者)

第 3 条 補助金は、次の各号に掲げる者の保護者に支給する。

- (1) 丸亀市内に住所を有する者で、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 23 条の規定による特別支援学校の小学部又は中学部に就学している児童又は生徒
 - (2) 丸亀市内に住所を有する者で、学校教育法第 80 条の規定により設置された特別支援学校の小学部又は中学部に就学している児童又は生徒
 - (3) 丸亀市学校給食センター条例施行規則(平成 17 年教育委員会規則第 25 号)別表に掲げる幼稚園、こども園、小学校及び中学校に在園又は就学している幼児、児童又は生徒で、アレルギー等により学校給食の提供を受けずに弁当等を持参しているもの
- 2 前項各号に掲げる者が、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 13 条に規定する教育扶助の対象となっている場合は、この要綱に基づく補助の対象外とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1項第1号及び第2号に該当する者 当該児童又は生徒が就学している特別支援学校において保護者が一の年度に負担した給食費の額と次に掲げる額を比較して少ない方の額

ア 小学部に在学している児童 48,750 円

イ 中学部に在学している生徒 53,200 円

(2) 前条第1項第3号に該当する者 当該幼児、児童又は生徒が一の年度において弁当等を持参した回数に幼稚園及びこども園に在園している幼児にあつては210円、小学校に就学している児童にあつては250円、中学校に就学している生徒にあつては280円を乗じて得た額と次に掲げる額を比較して少ない方の額

ア 幼稚園に在園している幼児及びこども園に在園している1号認定子ども 40,950 円

イ こども園に在園している2号認定子ども 47,250 円

ウ 小学校に就学している児童 48,750 円

エ 中学校に就学している生徒 53,200 円

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする保護者は、毎年度4月末までに(年度の途中で転入等の異動があつた場合は、その都度)丸亀市給食費等支援補助金交付申請書(様式第1号)により、教育委員会に申請しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請を受けたときは、内容を審査し補助金の交付を決定し、丸亀市給食費等支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該年度に負担した給食費の額又は弁当等を持参した回数が確定したときは、年度末までに(年度の途中で転出等の異動があつた場合は、その都度)丸亀市給食費等支援補助金実績報告書(様式第3号)を、教育委員会に提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 教育委員会は、前条の規定による実績報告書の提出があつたときは、内容を審査し当該年度に係る補助金の額を確定し、丸亀市給食費等支援補助金額確定通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 教育委員会は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、遅滞なく補助金の交付を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

丸亀市給食費等支援補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

丸亀市給食費等支援補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

丸亀市給食費等支援補助金実績報告書

[別紙参照]

様式第4号(第8条関係)

丸亀市給食費等支援補助金額確定通知書

[別紙参照]

丸亀市は令和5年度から市内小中学校の給食費を香川県で初めて!完全無償化します。

丸亀市の将来を担う子どもたちの成長を「まち全体」で支える施策として、子どもたちに安心して充実した食の環境を整え、さらなる食育の推進を図るとともに、食材費などの物価変動に迅速に対応できるようにするため、学校給食費の無償化を実施します。

無償化の対象 丸亀市立小・中学校で給食の提供を受ける児童及び生徒

無償化の開始日 令和5年4月から



給食費 無償化

【さらなる食育の充実】

子どもたちに食に関する知識と望ましい食生活が、身につくように食育の充実を図ります。

【子育て世代の負担軽減】

年間約5万円の給食費を無償化することで、子育て世代の負担を軽減します。

【様々な食材の調達が可能】

比較的高価な有機食材や減農薬野菜を購入することでSDGsにも貢献します。

【物価変動にも迅速に対応】

急激な物価変動のなかでも、市が責任をもって食材を安定的に調達します。

【地産地消の推進】

地産交流会などを通して生産農家との距離を縮めることで感謝の気持ちを育みます。

【財源はどこから?】

ボートレース事業の収益金で「丸亀市次世代育成基金」を創設し、この基金の一部を利用して約5億円の食材費を支出します。

食物アレルギーなどで給食を食べることができず、弁当を持参している児童生徒や、やむを得ない事情で、特別支援学校等に通給している児童生徒には別途、補助制度があります

現代社会が抱えている様々な問題や背景

- ① 食を大切にする心の欠如
- ② 栄養の偏り
- ③ 不規則な食事
- ④ 肥満や生活習慣病の増加
- ⑤ 過度のダイエット
- ⑥ 食の安全や海外への依存
- ⑦ 途絶えがちなになっている古くからの日本の食文化の継承



国では、2005年に食育基本法を制定し、
国民的な運動として食育の重要性を広める運動を展開しています。

食に対する正しい知識と判断力を身につけるとともに、健やかな心と体を育むために
栄養バランスのとれた豊かな食事「給食」を食べましょう

《ある日の献立》 いりこ飯、牛乳、さばの塩焼き、ほうれん草と白菜のごま和え、冬の月菜汁、和三盆、日本の伝統的な内容の献立でたくさんの地産農産物を使用しています。

副菜

【ほうれん草と白菜のごま和え】
丸亀市内産のほうれん草と白菜を使用しています。生産者への感謝の気持ちを育みます。

【和三盆】

【牛乳】

カルシウムを多く含み吸収率の高い牛乳は、学校給食には欠かせません。

主菜

【さばの塩焼き】

伝統的な和食を食べる習慣をつけることで、生活習慣病予防に効果があります。

主食

【いりこ飯】

瀬戸内海でよくとれる「かたくちいわし」と香川県産米の「おいでまい」を一緒に炊きこんだ香川県の郷土料理です。

汁物

【冬の月菜汁】

社会の教科書にも載った丸亀市の郷土料理で月に見立てた白玉だんごが入っています。

【給食1食での栄養摂取目標】小学校中学年の児童の場合

エネルギー 630kcal～660kcal(成長に合わせて半年でエネルギー量を変えています。)

カルシウム 350mg マグネシウム 50mg 塩分 2g以下

鉄分 3mg ビタミンA 200mg ・家庭で不足しがちな栄養素を補うため「鉄分」

ビタミンC 25mg 食物繊維 4.5mg以上 「カルシウム」「食物繊維」の摂取に努めています。

○丸亀市学校給食有機農産物納入生産者の登録等に関する要綱

(令和 5 年 3 月 28 日教育委員会告示第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校給食における有機農産物の使用の推進を図るための学校給食物資(以下「有機農産物」という。)を納入する生産者(以下「有機農産物納入生産者」という。)の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名簿の作成等)

第 2 条 教育委員会は、有機農産物を調達するに当たっては、丸亀市学校給食有機農産物納入生産者名簿(以下「名簿」という。)を作成し、当該名簿に登録された有機農産物納入生産者から有機農産物を調達するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するときその他教育委員会が給食提供のためにやむを得ないと認めるときは、名簿に登録されていない有機農産物納入生産者から有機農産物を調達することができる。

(名簿登録の基準)

第 3 条 名簿に登録する有機農産物納入生産者の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日本農林規格等に関する法律(昭和 25 年法律第 175 号)に基づく有機 J A S マークの使用の認証を受けて農業等を営んでいる者で、学校給食への有機農産物の使用の推進の重要性を認識し、学校給食に必要な有機農産物の納入に協力するもの
- (2) 教育委員会が指示した期日及び時刻に、有機農産物の納品・補給を確実にできる者
- (3) 農産物の栽培記録を記帳している者

(登録申請手続)

第 4 条 名簿への登録を希望する有機農産物納入生産者は、登録を受けようとする年度の前年度の 2 月 1 日から同月末日までの間に、丸亀市学校給食有機農産物納入生産者登録申請書(様式第 1 号)に教育委員会が指定する書類を添えて提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、随時、登録申請を受け付けるものとする。
- 3 教育委員会は、前 2 項の規定による申請があった場合は、登録の可否を審査し、その結果を丸亀市学校給食有機農産物納入生産者登録結果通知書(様式第 2 号)により、申請者に通知するものとする。

(登録有効期間)

第5条 名簿への登録有効期間は、2年とする。ただし、丸亀市の学校給食用に有機農産物を納入した実績のない有機農産物納入生産者の登録有効期間は、1年とする。

2 前条第2項の規定により登録申請を行い、名簿に登録された有機農産物納入生産者の登録有効期間は、前項の規定にかかわらず、承認日から承認日が属する年度の3月31日までとする。

(有機農産物の価格決定)

第6条 有機農産物の価格については、生鮮市況価格等の150%を限度価格とし、納品された有機農産物の品質等を勘案して教育委員会が決定する。ただし、これにより難しい場合は、教育委員会と有機農産物納入生産者が協議して決定するものとする。

(有機農産物納入生産者の遵守事項)

第7条 第4条第3項の規定により登録の承認を受けた有機農産物納入生産者は、教育委員会が別に定める遵守事項を遵守しなければならない。

(栽培記録の提出)

第8条 有機農産物納入生産者は、栽培記録を原則として、納入月ごとに提出するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

丸亀市学校給食有機農産物納入生産者登録申請書

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

丸亀市学校給食有機農産物納入生産者登録結果通知書

[別紙参照]